令和8年度第3回更新時講習会　効果テスト

・回答欄に「○」か「×」を記入してください。

商号又は名称 _____

登録番号 _____

チェック.No	問　　題	回　　答
1	労働施策総合推進法に規定されているカスタマーハラスメントとは、顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行うものであって、社会通念上許容される範囲を超えた言動又は労働者の就業環境を害する言動を指す。	
2	非対面取引、現金取引、暴力団等・非居住者・法人（実質的支配者が不透明な法人等）等との取引や、匿名又は架空名義・借名・偽名による取引は、マネー・ローンダリング等の危険度がより一層高まる取引である。	
3	貸金業者が個人データの取扱いを委託した外部業者（委託先）が再委託を行う場合、委託元である貸金業者が監督を行うことには限界があるため、再委託先における個人データの取扱状況の確認等は委託先に委ねることで差し支えないと考えられている。	
4	貸金業者が備え付けなければならない貸金業法第１９条に基づく帳簿は、債務者等が閲覧又は謄写を請求した際に対応できるよう、債務者ごとに貸付けの契約について、契約締結時書面の写しを保存さえすればよい。	
5	業者は、登録の有効期間満了日の2か月前までに登録更新の申請をしなければ、有効期間満了後、その登録の効力を失うこととなる。	